

業務指示書（小規模）

カンボジア国プノンペン-ホーチミン市高速道路整備計画にかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年12月11日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課

川合 奈美 Kawai.Nami@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年12月16日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出するに在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：高速道路整備計画に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
 - (2) 業務実施の方法
 - (3) 作業計画
 - (4) 要員計画
 - (5) 業務従事者毎の分担業務内容
 - (6) 現地業務に必要な資機材
 - (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
 - (8) その他
- (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括）】（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：高速道路政策に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（カンボジア及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 高速道路路線計画】

- 1) 類似業務の経験：高速道路路線計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（カンボジア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 経済・財務分析】

- 1) 類似業務の経験：経済分析、財務分析に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域 評価せず
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年12月20日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
現地再委託
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(KHR1 = 0.024 円 , US\$1 = 98.25 円 , EUR1 = 135.08 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事 予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

- (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/高速道路政策
高速道路路線計画
経済・財務分析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.96 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年1月9日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」。

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

●契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

●打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

●打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

カンボジア国プノンペン-ホーチミン市高速道路整備計画にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/高速道路政策	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制		6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 高速道路路線計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 経済・財務分析	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

カンボジア王国の全国道路網は 1992 年の和平後から我が国、米国、豪国、アジア開発銀行、世界銀行等の支援により復旧が推し進められてきた。その結果、道路・橋梁インフラの基幹部分はほぼ復旧が完了し、道路は国内輸送の中心的役割を担っている。近年はカンボジア国の経済発展に伴い急増する国内・国際交通需要に対応するための道路網の強化・拡充の段階に移り、特に国際幹線道路網の形成においては、2015 年の ASEAN 経済統合を見据え、大メコン圏 (Greater Mekong Sub-region: GMS) における南部経済回廊の整備による地域連結性の向上が優先課題となっている。2010 年 10 月の ASEAN サミットで採択された ASEAN コネクティビティ・マスタープランでは 2020 年までに ASEAN ハイウェイネットワークをアジアハイウェイ規格 Class I (4 車線～) 以上で整備することが挙げられており、我が国は既存の国道 1 号線、国道 5 号線の改修事業を通じた国内経済基盤の強化と南部経済回廊の連結性向上の支援を進めている。

他方、経済発展が先行する隣国のタイ国、ベトナム国では、それぞれ高速道路網計画を策定し、高速道路の整備が始まっている。ベトナムの計画によるとベトナム・ホーチミン市とカンボジア国の国境モクバイ/バベットを結ぶ高速道路は 2020 年以降に着手予定である。これまでカンボジア国は 2006 年に JICA の支援を得て作成された全国道路網マスタープランを参照して既存道路の改修を中心に進めてきたが、国内外の急速な経済成長、ASEAN 統合に伴う交通需要の一層の拡大を踏まえ、カンボジア国においても高速道路計画策定に着手すべき時期を迎えている。

JICA は 2013 年 6 月から 9 月にかけて「高速道路計画策定にかかる情報収集・確認調査」を実施し、全 8 路線、総延長 2200km からなる高速道路網構想と事業実施・運営に必要な様々な検討課題を含む報告書を取りまとめた。その結果、カンボジア国公共事業運輸省 (MPWT) から高速道路網構想の優先路線のうちプノンペン - ホーチミン市路線を対象に、高速道路整備の実現に向けた調査の要請を受けた。

これまで既存道路の改修が中心であったカンボジア国において、高速道路整備事業は投資規模、要求技術水準が従来とは全く異なる事業であることから、高速道路整備事業の優先度と必要性、着手時期、さらに事業実施に向けた方法・課題について包括的な観点から検討を加え、今後の事業化調査の実施に必要な情報を整理する必要がある。

2. 調査の概要

(1) 調査の目的：

カンボジアにおいて初の高速道路整備の実現に向け、MPWT から調査要請を受けた優先路線のプノンペン - ホーチミン市路線 (カンボジア国内区間: プノンペン～バベット) を対象に、高速道路の必要性和整備時期、事業実施に向けた方法・課題について包括的な観点から検討を加え、今後の事業化調査の実施適否の判断材料を取りまとめる。また、事業化調査を実施する場合の調査スコープと、実施体制や関連法制度の整備を含む事業実施のロードマップを具体化する。これらの検討を通じ、高速道路計画に係るカンボジア政府の意思決定を支援するとともに、事業実施に必要な道路行政改革、組織・法制度づくりの着手準備を促す。

(2) 調査対象地域：

高速道路網構想の優先路線（プノンペン - ホーチミン市路線）のカンボジア国内区間（プノンペン～バベット）及び接続するプノンペン都市環状道路3号線の一部区間。

(3) 関係官庁・機関

主管官庁：公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport：MPWT）

関係官庁：経済財政省（Ministry of Economy and Finance）

(4) 本業務に関連するわが国の主な援助活動

- ・ 全国道路網整備計画にかかる基礎情報調査（2013年3月）
- ・ 高速道路計画策定にかかる情報収集・確認調査（2013年9月）

3. 業務の範囲

本業務は、「2. (1) 調査の目的」を達成するために、「4. 調査の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 調査の内容」に示す事項の調査を行い、「6. 成果品等」に示す報告書を作成するものである。

4. 業務の実施方針及び留意事項

(1) 高速道路の必要性・整備効果の分析

カンボジアにとって初となる高速道路事業は、従来の一般道建設とは全く異なるレベルの大規模投資となる。カンボジア政府が事業の適否・着手時期を検討するための十分な判断材料となるように、路線計画、道路設計と、それらを踏まえた事業の財務分析、経済分析を行い、具体的な指標・数値を用いて高速道路整備事業の優先度と必要性、投資効果を取りまとめる。

(2) 組織・法制度の検討

本調査の対象区間はプノンペン-ホーチミン市路線のカンボジア区間であるが、高速道路事業に不可欠な組織・法制度設計等のソフト面の計画は必ずしも対象区間のみの適用に限定されるものではない。将来のカンボジアの高速道路網整備への拡張も念頭にした道路行政改革や組織・法制度設計の枠組みを検討する。

(3) 高速道路整備と国道1号線改修の最適投資の検討

本調査の対象区間と並走する既存の国道1号線は、プノンペン～ネアックルン間は片側1車線+バイクレーン、アスファルトコンクリート舗装であり、ネアックルン～バベット間は片側1車線、簡易舗装（DBST）である。今後、ネアックルン橋の開通による交通量増加が見込まれることから、カンボジア政府は国道1号線ネアックルン～バベット間の改修が必要と考えている。並行する高速道路の仕様・開通時期の想定を踏まえ、同区間のアスファルトコンクリート舗装化、車線拡幅の要否、改良工事の時期について検討し、過剰投資にならない最適な投資計画を提案する。

(4) 中国政府の支援による高速道路計画との整合性の確保

現在、カンボジアでは中国政府の支援により全国高速道路計画を調査中であり、2014

年4月に最終報告書が完成する予定である。MPWTは、わが国と中国の協力対象区間が重複しないように日本側の検討対象路線を明確にして調査要請をしたが、中国側の調査進捗・結果には引き続き留意する必要がある。特に、わが国と中国の支援による路線が将来の高速道路網を構成する可能性を考慮し、必要に応じ規格、運営・法制度面の標準化や技術支援における相互補完の可能性を検討する。

(5) 業務の実施における留意点

カンボジア側のカウンターパート及びMPWTの運輸政策アドバイザーと緊密な連携のもとに調査を実施する。

5. 業務の内容

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析とインセプション・レポートの作成

既存の関連資料・情報を整理・分析し、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、インセプション・レポートを作成する。

2) インセプション・レポートの説明・協議等

インセプション・レポートを関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(2) 道路整備計画に関連する上位計画、現状、将来計画の確認

1) カンボジア及びASEAN、メコン地域の上位計画の確認

カンボジア国国家開発計画やカンボジア国道路セクター開発計画、産業誘致政策、ASEANやメコン地域の連結性強化計画等の上位計画、戦略、既往調査等を確認し、高速道路事業の必要性・重要性を検証・整理する。

2) カンボジアの道路行政の現状分析

カンボジアの道路行政について、組織、予算、関連税制、道路法、交通法等の整備状況を確認し、高速道路整備事業の実施における課題を検討する。

3) 既存道路網及び経済インフラの現状と将来計画の確認

プノンペン～ホーチミン市の計画路線沿線におけるカンボジア及びベトナムの現在の道路網及び港湾、空港、SEZ等の経済インフラの整備状況と今後の整備計画を確認する。また、接続するベトナム側の高速道路整備計画、高速道路規格、関連法規等の最新状況を確認する。

(3) 高速道路（プノンペン～バベット間）の路線計画

1) 代替案の比較検討

地形、洪水影響等の自然条件、環境社会配慮、周辺の経済インフラ、既存道路網、用地取得費を含む建設コスト等の観点から代替案を比較検討のうえ、路線計画を提案する。

2) 一般道路との交通量分担・機能分担の検討

国道1号線をはじめとする一般国道網と高速道路との機能分担、交通量分担について、交通需要予測結果も踏まえて検討し、国道1号線の改修計画とあわせた段階的な整備計画を策定する。

3) 関連インフラ整備の計画

高速道路整備の効果を十分発現させるために必要な関連インフラ（例：イン

ターチェンジ、高速道路から一般国道や経済インフラへのアクセス道路整備、サービスエリア、国境施設)の整備について計画案を作成する。

(4) プノンペン都市環状3号線の路線計画

1) 韓国政府の支援計画の確認

高速道路からプノンペン都市内及び各方面に円滑にアクセスするための主要な接続先として想定されるのがプノンペン都市環状3号線計画である。同路線は韓国政府がF/Sを実施し、2/3区間(国道5号線～国道21号線間)の事業化を検討中であるが、高速道路に接続する残りの1/3区間(国道21号線～新プノンペン港間)は資金調達先が未定である。また同調査実施時点では高速道路整備案は考慮されていない。そこで今回調査では韓国側の最新の計画内容を確認のうえ、高速道路と都市環状3号線を接続させるにあたって設計条件等の要検討事項を整理する。

2) 路線計画の検討

都市環状3号線のうち資金調達先が未定の区間について、事業化に向けて不足する地理情報を収集し、高速道路との接続を考慮した路線計画になるように必要に応じて修正案を作成する。

(5) 道路設計

1) 高速道路関連法令・基準の収集

ASEAN地域、将来の接続が想定されるベトナム及びタイで定められている高速道路に関する標準規格、法令、設計基準等を収集し、網羅されている範囲、仕様の水準について整理する。

2) 標準規格案の作成

カンボジア国内及びASEAN地域や隣国の既存規格を踏まえ、カンボジアの高速道路の標準規格案を検討する。あわせて盛土区間、高架区間、主要橋梁、インターチェンジ、サービスエリア等の主要構造物の標準設計案を作成する。精度は概算事業規模の検討に必要なレベルとする。

3) 積算単価の想定

概算事業規模の検討のために、カンボジア国内や近隣国の建設費を踏まえて主要構造物の標準設計案に基づく概算単価を設定する。

(6) サイト状況の調査

1) サイト状況に関する情報収集

既存資料及び現地踏査から分析できる範囲でサイト状況を分析し、路線計画、道路設計の検討に反映させる。

2) 将来の自然条件調査の仕様検討

将来のF/Sの実施において必要な自然条件調査の項目、数量を検討する。

(7) 交通需要予測

1) 関連資料の収集

既往調査で収集済みの交通量統計及び交通需要予測結果、社会経済統計、指標、予測値等の関連資料を収集する。

- 2) 交通需要予測
交通需要予測の実施においては、経済成長、人口増に基づく予測モデルだけではなく、高速道路の整備に伴う誘発交通量についても仮説を立てて分析する。
- (8) 概算事業規模の検討及び財務分析
 - 1) 概算事業規模の検討
路線計画、標準規格の検討結果、用地取得費に関する過去の実績、近隣国等での類似事業の事業費を踏まえ、調査対象区間の概算事業規模を検討する。
 - 2) 料金収入の検討
カンボジア国内の既存の有料一般道路・橋梁や、近隣国等における高速道路の通行料金を考慮し、通行料金レベルと料金収入をシミュレーションする。道路整備のどの程度を料金収入で賄うことができるか分析し、不足する場合はどのように補填財源を確保できるかを検討する。
 - 3) 財務分析及び資金調達計画
調査対象区間の事業実施に係る初期投資、運営維持管理費、料金収入、借入金返済等のキャッシュフローを分析し、事業実施における財務面の留意事項を整理する。
 - (9) 高速道路整備に係る経済分析
調査対象区間の整備がカンボジア及びメコン地域に及ぼす社会経済への影響を分析し、カンボジア政府として高速道路整備事業を他の事業より優先させることの妥当性を検討する。
 - 1) 経済的内部収益率の試算
高速道路整備に係る費用便益分析を行い、投資効果を検討する。
 - 2) 定性的な経済効果の検討
高速道路の整備が産業構造の改革につながる影響や、新たな交通需要・経済活動を誘発する効果、さらに大規模な公共事業による国内経済の刺激効果等の波及効果を取りまとめる。
 - (10) 組織・法制度等の課題検討
 - 1) 組織体制の整備計画
高速道路事業の投資・整備、運営・維持管理、料金徴収、交通安全確保等の適切な実施に必要な組織体制、人員構成、技術水準等について検討する。さらに、現状を踏まえ、課題及び事業実施までに必要な組織体制づくりの方策を検討する。
 - 2) 高速道路関連法の整備計画
現行の道路関連法規を確認の上、高速道路整備にあたり不足している法制度を整理する。
 - 3) その他の課題整理
交通安全対策や不整備車両の取り締まり、高速道路警察隊の新設、国境通関円滑化、ITS導入等、高速道路の整備効果を十分発現させるために必要な関連課題と取り組み事項を整理する。

(11) 本邦技術の活用可能性の検討

高速道路整備のハード面、ソフト面ともに、本邦技術の活用の可能性について積極的に検討し、高速道路計画に盛り込む。

(12) 事業化の可能性に向けた今後の要検討事項の整理・提言

1) 道路行政、組織・法制度面の課題

今回調査結果に基づき、高速道路整備の実現に向けて今後の対応や検討が必要な事項を取りまとめ、事業実施へのロードマップを作成する。特に、事業実施に不可欠であり、カンボジア政府が主体的に検討・対応すべき行政改革、組織や法制度整備の課題について具体的に説明できる内容にする。あわせて、MPWT において高速道路準備室発足に必要な省令の準備を支援する。

2) 技術面の追加検討事項

今後、概略設計、概略事業費の検討を含む事業化調査を実施する場合の調査項目を整理する。

(13) 調査報告書（案）及び調査結果要旨の作成

1) 調査報告書（案）作成

上記調査結果について、カンボジア政府が事業の適否・着手時期を検討するための十分な判断材料となり、かつ事業実施に必要な今後の対応が明確に伝わるように報告書を取りまとめる。

2) 調査結果要旨の作成

調査結果を簡潔に説明できるリーフレットを作成する。分量は A4 サイズで 8～12 ページ程度とし、用いる図表、図面、写真等はデザインを工夫して視覚的に理解しやすいものにする。

(14) 調査結果の説明

調査報告書（案）及び調査結果要旨をカンボジア政府関係者（公共事業運輸省、経済財政省）等に説明し、内容を協議・確認する。

(15) 調査報告書の作成

カンボジア政府関係者等への調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、調査報告書を作成する。

6. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は調査報告書とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 業務計画書

提出時期：2014年2月上旬

部数：和文2部

(2) インセプション・レポート

- 提出時期：2014年2月上旬
部数：英文10部
- (3) 調査報告書(案)、調査結果要旨(8~12ページ)(案)
提出時期：2014年4月中旬
部数：英文2部
- (4) 調査結果要旨
提出時期：2014年4月下旬
部数：英文300部(8~12ページの配布用リーフレット)
- (5) 調査報告書
提出時期：2014年6月上旬
部数：英文(製本版)10部及びCD-R1枚

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。

注3) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2014年1月下旬より業務を開始し、2014年4月上旬に調査報告書（案）、調査結果要旨（案）を提出する。2014年4月下旬に調査結果要旨を提出するとともに先方政府に対する調査結果報告会を開催し、2014年6月上旬までに調査報告書を作成・提出する。

項目	2013年度			2014年度		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
事前準備	□					
インベプション・レポート		△				
現地調査		■				
国内作業			□			
調査報告書（案）、 調査結果要旨（案）				△		
現地調査、 調査結果要旨 調査結果報告会				■ △ ●		
国内作業					□	
調査報告書						△

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約11.6M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／高速道路政策（2号）
- 2) 高速道路路線計画（3号）
- 3) 高速道路設計
- 4) 経済・財務分析（3号：語学力、対象国評価せず）
- 5) 高速道路法制度・組織計画
- 6) 交通計画／交通需要予測

(3) 通訳

現地での通訳備上（英語⇄クメール語）は必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を一般業務費に計上し、本見積りに含めること。

3. 相手国の便宜供与 執務室の提供

4. 配布・閲覧資料

（１）全国道路網整備計画にかかる基礎情報調査（2013年3月）

<報告書 URL><http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009527.html>

（２）高速道路計画策定にかかる情報収集・確認調査（2013年9月）（配布資料）

5. 現地再委託

本調査の交通統計分析は既存データに基づき実施することを基本とし、交通量調査は想定していないが、交通量調査を行うことにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて交通量調査を実施することが望ましいと考える場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、現地再委託に係る費用は別見積りとする。

6. その他の留意事項

（１）複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（２）安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICA事務所などにおいて十分な情報収集を行うこと。また、現地調査時には同事務所と常時連絡をとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡が取れるように留意すること。

以上